

**「自己資本の構成に関する開示事項」**

<みずほコーポレート銀行>  
平成25年6月末

[単体] (単位:百万円、%)

項目	金額	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通株式に係る株主資本の額	3,110,322		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,059,385		1a
うち、利益剰余金の額	1,050,936		2
うち、自己株式の額( )	-		1c
うち、社外流出予定額( )	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	441,421	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,110,322		6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	38,351	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	38,351	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	44,785	11
適格引当金不足額	-	-	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	1,366	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	81,579	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	155,883	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	-	28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	3,110,322		29
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	989,717		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,324		
うち、為替換算調整勘定の額	1,324		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	988,393		36
<b>その他Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	958	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	263,545	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,366		
うち、のれん相当額	-		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,366		
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	1,366		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	987,026		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	4,097,349		45

[単体]

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	646,545	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	66,447	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	427	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	66,020	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	248,462	
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	229,345	
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	19,116	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	961,455	51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	197,901
54	271,388	55
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,213	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	4,213	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,213	57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	957,242	58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	5,054,591	59
<b>リスク・アセット (5)</b>		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,448,279	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に関連するもの額	38,351	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に関連するもの額	-	
うち、前払年金費用に関連するもの額	81,579	
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するもの額	2,328,348	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	31,889,377	60
<b>自己資本比率</b>		
普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	9.75%	61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))	12.84%	62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	15.85%	63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	338,566	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	91,390	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	47,041	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>		
一般貸倒引当金の額	427	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	693	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	66,020	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	168,354	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	989,717	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	114,692	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	646,545	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	57,173	85